

1

教育委員会 指導課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1 沖縄市役所 7 階
TEL : 098-939-7976 FAX : 098-937-3548

□ 小・中学校への相談員等配置事業に関すること

配置

- * 小学校へスクールカウンセラー、学習支援員を配置する。
- * 中学校へ心の教室相談員、学校支援教育補助者を配置する。
- * 小・中学校へ特別支援教育補助者を配置する。

☆資料①に詳細あり

□ こどもの生活サポートチームに関すること

電話

訪問

来所

- * 指導課にスクールソーシャルワーカーコーディネーターを配置。
市内 8 中学校区へそれぞれスクールソーシャルワーカーを派遣する。

<活動内容>

- ① 各スクールソーシャルワーカーは 1 中学校区を担当し、担当校への訪問活動を通して個別支援（直接、間接）を行う。
- ② 学校生活で困り感のある児童生徒や保護者に対して、学校との連携を図りながら、支援を働きかける。
- ③ 保護者等の必要に応じて、学校との連携を図りながら、就学援助制度などの制度や関係機関等につなげる支援を行う。
- ④ その他所属長が特に必要と認め、指示をした事項に関すること

⇒ okiku p.47

□ 不登校児童生徒の居場所に関すること

電話

来所

- * 不登校児童生徒生活体験活動支援事業を市内の 2 事業所に委託し、不登校の小・中学生の居場所活動を支援する。
- * 委託先である「ほっぴすてっぴくらぶ」、「フリースペースゆめさき」への利用相談、申請手続き、通級状況確認などを行う。

<対 象> 不登校になっている市内小・中学生

<利用料金> 無料

⇒ 結 BOOK②③参照

小・中学校への相談員等配置事業

沖縄市教育委員会 指導課

沖縄市事業

事業名	職種	人数	対象	事業内容
学力向上 推進事業	学習支援員	23	小中学校	学習に困り感のある児童生徒の学習上の底上げ支援。
特別支援 教育事業	特別支援教育補助者	31	小中学校	特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導及び必要な支援などを行う。 改正学校教育法（H18）により、通常学級に在籍するADHDや情緒障がい、LD等の児童生徒も特別支援教育の範疇に加えられたため、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し個々の障がいに応じた支援が必要である。
児童生徒 支援事業	学校支援教育補助者 （登校支援員）	8	小中学校	怠学や不登校、精神的・情緒的な不安定により教室に入ることができない児童生徒への別室での個別対応を行う。 登校しぶりの児童生徒の登校支援（家庭訪問）を学級担任等と協力して行う。
	スクール ソーシャルワーカー	1	小中学校	児童生徒、教職員、保護者を対象とした相談活動。 教育分野に関する知識に加え、福祉に関する専門的知見から、問題を抱える児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけ、関係機関と連携し、課題解決への対応を図っていく。
	市スクールカウンセラー	9	小学校	児童生徒・保護者及び教職員のかけがえに関すること。 教職員及び保護者への必要な助言・援助を行う。
	心の教室相談員	8	中学校	生徒が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手となる。 地域と学校の連携支援。その他、学校の教育活動の支援
児童生徒 支援事業 （子どもの 貧困対策）	こどもの生活サポートチーム スクールソーシャルワーカー コーディネーター	1	小中学校	チームを統括し、支援員への指導助言、関係機関との連絡調整、情報分析等を行う。
	こどもの生活サポートチーム スクールソーシャルワーカー	8	小中学校	担当校への訪問活動を通して、こどもの貧困環境のケースの発見と個別支援を行う。学校や関係機関との連携、校内の支援体制の構築や調整、こどもや保護者等からの相談、情報収集等を行う。

沖縄県事業

スクール カウンセラー等 活用事業	スクールカウンセラー	12	小中学校	不登校、いじめその他の問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図るため、児童生徒のかけがえ、教職員や保護者等への助言、かけがえに関する情報収集や提供を行う。
スクール ソーシャルワーカー 活用事業	スクール ソーシャルワーカー	1	中学校	いじめ、不登校、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、教育に関する知識に加え、福祉に関する専門的知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関と連携し、課題解決への対応を図っていく。
小・中学生 いきいき 支援事業	小中アシスト相談員	5	小中学校	児童生徒の不登校、問題行動等に関し、小中学校への巡回支援を行い、小中学校相互間並びに地域及び関係機関との連携を行う。また、児童生徒の話し相手及び悩み相談や登校支援及び学習支援を行う。
沖縄県警察	スクールサポーター	2	小中学校	生徒の非行防止及び健全育成のため、非行少年グループの補導・解体、居場所づくり、立ち直り支援、登下校指導、保護者や学校関係者への助言・指導等を行う。

令和4年4月時点

通所

＜趣旨・目的＞

通級中は子供たちの個々のペースを見守りながら、関係機関と連携を図り、学校登校へと繋げていきたい。

- ★生活習慣を見直し、出席日数を増やししながら、多くの体験活動を通して成功体験を積ませる
- ★発見と感動に触れさせることにより自己肯定感を育み、自身を取り戻させる。
- ★個々の課題と向き合うことのできる心の育ちをサポートする。

＜理念と基本方針＞

1. ホップ（こころを動かす）
2. ステップ（前進・成長する）
3. ジャンプ（自ら考え行動する）

＜活動内容＞

1. 学習（学校課題・プリント）
2. 軽いスポーツ・近隣散歩
3. 調理実習・野外活動体験
4. ボランティア体験
5. 思春期講座・マナー講座
6. 物作り・アート・習字
7. 道徳（動画学習）
8. ストレッチ・ドッジボール
9. 交流会（イベント・他）

＜活動日時＞

毎週（月・水・金）
AM10：00～PM16：00
※火・木は学校登校を促しています。

＜見学・相談受付＞

毎週（火・木）
AM10：00～PM17：00
※要予約（見学・ご相談は事前にご連絡をお願いします）

3

フリースペースゆめさき

〒904-2171 沖縄市高原6-7-40
TEL : 098-923-4351 (夢咲学園内)
FAX : 098-989-3548

通所

- * 様々な理由で学校へ行けない不登校児童、生徒への支援活動を行う。多くの体験活動を通じて、一人ひとりの心のケアをし、自信を取り戻し、意欲を起こさせ、学校に復帰することを目的としている。各関係機関と連携を取りながら支援を行う。
- * 夏休み、冬休みの長期休暇も開所、活動が可能
- * 通級判定が出ている場合、出席扱いが可能

<活動内容>

1. 小中学生の不登校や引きこもりなど、様々な理由で学校に行けない子どもたちへの居場所の提供、相談
2. 学習支援、漢検、英検、パソコン検定など各種検定試験の実施
3. 調理実習、ボランティア活動、農業体験
4. 屋外での体験活動（体育活動、自然体験、映画鑑賞など）
5. 各事業所との合同活動、コミュニケーション活動

<開所時間> 月・水・金 9:00~18:00

<活動時間> 月・水・金 10:00~15:00

<休日> 土・日・祝祭日

□ 教育相談室

電話

来所

訪問

- * 心理的、情緒的要因により学校生活に不安を抱えている児童生徒又はその保護者からの相談に対して、助言や支援を行い、児童生徒の学校適応及び社会的自立を図る。
- * 来所相談は、約1時間の面談を行う。電話にて要予約。

<業務内容>

- ① 児童生徒の学校生活及び家庭における悩み相談
- ② 保護者等の子育て相談
- ③ 学校関係職員及び関係機関との連携による支援
- ④ 適応指導教室「すだち」及び巡回支援申請に関する窓口相談

⇒ okiku p.40

<対象> 市内の幼児、児童・生徒、保護者、教職員

<相談日時> 土日祝祭日を除く平日 9:00~12:00 13:00~17:00

□ 適応指導教室「すだち」

通所

- * 心理的、情緒的要因による不登校児童生徒に対して、小集団において個々の状態に応じた支援（教育相談・学習支援・体験活動）を行うことにより、児童生徒の学校適応及び社会的自立を図る。

<入級申請の受付期間> 当年度4月中旬~1月末日

<開級時間> 土日祝祭日を除く平日 9:00~12:00

<入級定員> 15名程度

<支援体制> 学級担任1名、指導員3名

<入級対象> 市立の小中学校に在籍し、本適応指導教室での支援が必要と判断された者

□ 巡回支援

訪問（学校内別室）

- * 心理的、情緒的要因により学級に入れないあるいは入ることのできない児童生徒に対して支援（教育相談・学習支援・体験活動）を行い、児童生徒の学校適応及び社会的自立を図る。

<申請の受付期間> 当年度4月中旬~1月末日

<支援時間> 土日祝祭日を除く平日 9:00~12:00 ※各学校週1回~2回程度、

<支援体制> 指導員3名（状況に合わせて指導員を配置する）

<支援対象> 市立の小中学校に在籍し、巡回支援による支援が必要と判断された者

5

青少年センター

〒904-0031 沖縄市上地 3-4-5
TEL : 098-930-1336
mail : kseiss-yc@city.okinawa.lg.jp

青少年センターは、青少年の非行防止のため、家庭、学校、警察、事業所等関係機関、団体及び地域社会との有機的連携によって、青少年に対する総合的な相談、指導助言等の諸活動を行っています。また、青少年の生涯学習の場として体験学習や交流事業を通して、個性豊かな青少年の健全育成を図ることを目的としている施設です。

電話

来所

訪問

通所

<業務内容>

(1) 青少年等支援事業

- ① 青少年相談（来所相談・訪問相談・電話相談）
- ② 自立支援講座（保健講座・自己理解講座）
- ③ 青少年指導／巡回指導（午前・午後）、街頭指導（夜間・合同・特別）、環境浄化と調査活動等
- ④ 若者相談窓口
- ⑤ 広報・啓発活動（青少年育成県民運動）
- ⑥ 関係機関・団体との連携

(2) 青少年体験等学習事業 ① 子ども体験教室 ② 親子体験教室

(3) 少年団体育成事業 ① インリーダー研修会 ② ジュニアリーダー研修会

(4) 放課後子ども教室推進事業

<開所日> 月～金（土・日・祝日、慰霊の日、年末・年始は休み）

<時間> 8:30～17:15

(1) -① 少年相談テレホン「おきなわ」

電話

<問い合わせ> ☎ 930-1355

<対応時間> 月～金（土・日・祝日、慰霊の日、年末・年始は休み）

午前 9:30～12:00 / 午後 1:00～4:00

*** 時間外は留守電対応です ***

⇒ okiku p.48

(1) -④ 若者相談窓口

電話

来所

ニート等で、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者を対象とした相談窓口です。対象者は、沖縄市在住で、義務教育終了後の15歳から39歳までの本人及びその家族で、相談に応じて適切な支援機関を紹介します。

<問い合わせ> ☎ 933-8636

<対応時間> 月～金（土・日・祝日、慰霊の日、年末・年始は休み）

午前 9:30～12:00 / 午後 1:00～4:00

*** 時間外は留守電対応です ***

⇒ okiku p.49

6

こども相談・健康課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1 沖縄市役所2階
TEL : 098-929-3135

【こども相談係】

電話

来所

訪問

□ 家庭児童に関すること

- ・子育てに関する子どもの相談
- ・児童虐待に関する相談

□ 女性相談に関すること

- ・家庭不和、離婚やDVなどの相談

□ 要保護児童対策地域協議会 事務局 ☆資料②に組織図あり

<問い合わせ> 相談室直通：☎929-3135

<受付時間> 月～金 9：00～12：00 13：00～16：00

⇒ okilku p.64

【こどもの居場所づくり支援担当（係）】

□ こどもの居場所に関すること ☆資料③に組織図あり

- ① こどもへの食事支援や学習支援等を実施している地域のこどもの居場所の利用や相談
- ② 自治会で実施しているこどもの居場所事業（出前児童館事業、食事支援）の利用や相談
- ③ 地域の困り感のあるこどもの発見、相談、支援

<問い合わせ> ☎939-1212（内線 2282）

<受付時間> 月～金 9：00～12：00 13：00～17：00

⇒ okilku p.43

【母子保健係・母子包括支援担当】

電話

来所

訪問

(子育て世代包括支援センター^{ゆい}結ぼ〜と)

□ 妊娠・出産・子育てに関する総合窓口

⇒ okiku p.8

- ・どこに相談してよいかわからないこと
- ・相談内容に応じ情報提供、関係機関へのつなぎ

□ 妊産婦に関すること

- ・妊娠に関する相談
- ・産後の心身の体調、子育てに関する相談

□ 乳幼児に関すること 【市民健康相談(母子)】

- ・乳幼児の健康、発育・発達に関する相談

⇒ okiku p.10

□ にじいろ発達相談

- ・6歳未満(就学前)の幼児に関する精神発達面や言葉の遅れ等の相談
- ・乳幼児健診受診後の発達面の相談

<問い合わせ> 相談室直通：☎939-1252 (直通)

<受付時間> 月～金 8:30～17:15

⇒ okiku p.30

【若年妊産婦の居場所】

□ 妊娠・出産・育児に関する相談

- ・妊娠、出産、育児に関する相談
- ・生活習慣、家事、家計管理等の生活の相談
- ・就学、就労の相談
- ・食事の提供(無料)
- ・自宅と居場所の送迎

<対象> 18歳以下の妊婦等(妊娠時18歳以下)

<問い合わせ> ☎080-6489-1238 (担当者直通)

938-1103 (母子未来センター)

939-1212 内3082 (こども相談・健康課)

<受付時間> 月～金 10:00～19:00

【こども発達支援担当】

電話

来所

訪問

□ こどもの育ちサポートセンター

〒904-2171 沖縄市高原7-35-1 沖縄市福祉文化プラザ1階

○発達相談窓口「こねくと」

幼児～小学校6年生までの発達相談

<問い合わせ> ☎989-1422

<受付時間> 月・水・金 9:00～16:00

⇒ okiku p.30.p.40

○親子通園「きらきら」

就学前児童の親子通園（週1回）での子育てや発達に関する相談

<問い合わせ> ☎930-2122

<受付時間> 月～金 9:00～12:00、13:00～17:15

⇒ okiku p.31

○巡回相談「はっち」

主に保育所・幼稚園職員への助言、相談。

必要に応じて発達検査・相談を実施

<問い合わせ> ☎989-1307（直通）

<受付時間> 月～金 9:00～12:00、13:00～17:15

⇒ okiku p.37

□ 沖縄市こども発達支援センター

〒904-2143 沖縄市知花6-36-29

⇒ okiku p.31

- ・親子通園（週3回）をしながら、発達に必要な療育を受ける場
- ・専門家による発達相談、育児相談、言語指導などがあります。
- ・保育所等を訪問し児童や職員に対し、集団適応に必要な専門的支援を行う、保育所等訪問支援事業も行っています。

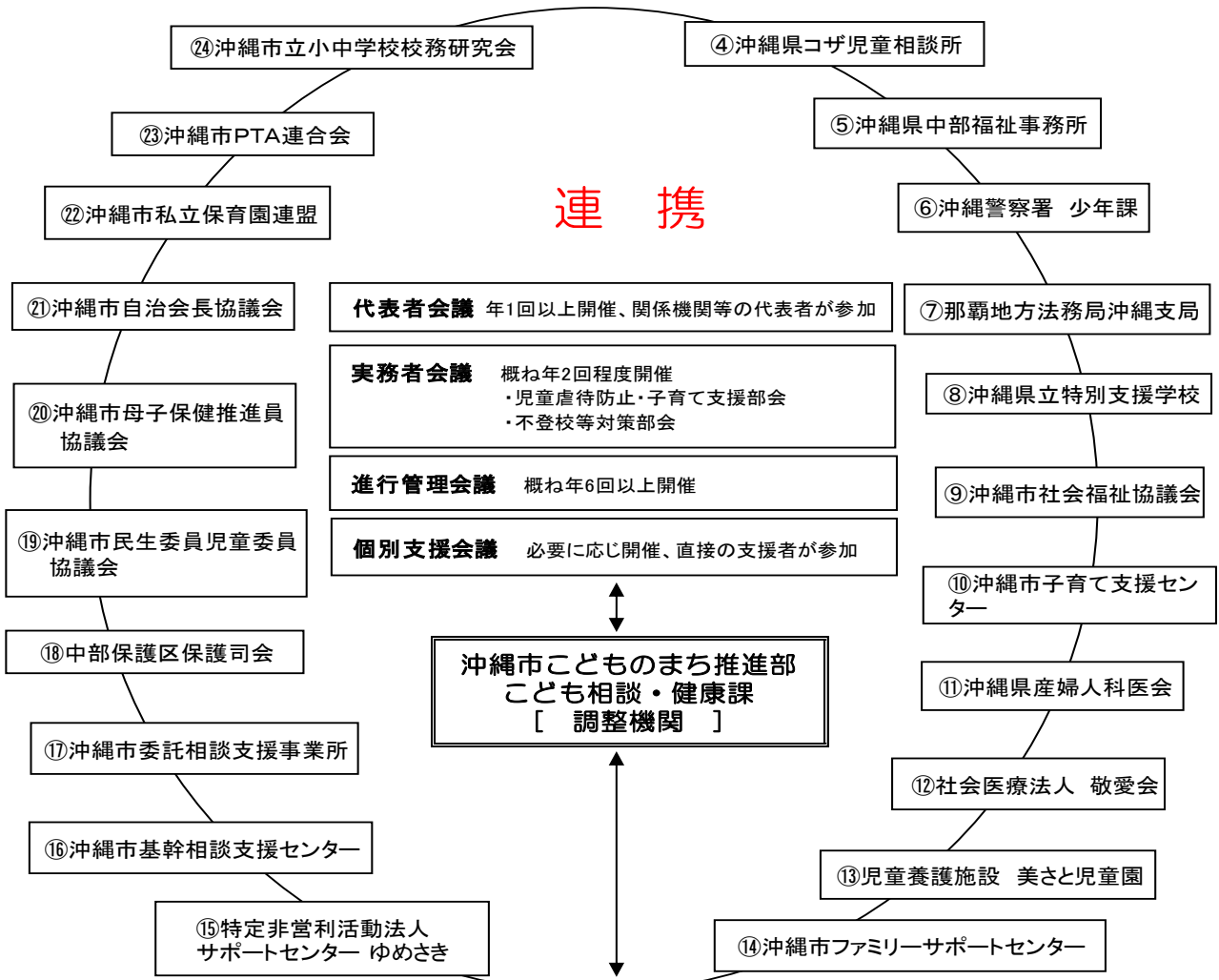
※利用にあたっては、受給者証取得が必要です

<問い合わせ> ☎934-1283

<受付時間> 月～金 9:00～12:00、13:00～17:15

沖縄市要保護児童対策地域協議会 組織図

令和2年年4月末時点



③沖縄市教育委員会			沖縄市長						
指導部			②健康福祉部			①こどものまち推進部			
青少年センター	教育研究所	指導課	市民健康課	保護課	障がい福祉課	こども相談・健康課	こども家庭課	保育・幼稚園課	こども企画課

※順不同

※「沖縄市要保護児童対策地域協議会」は、平成25年1月に発足。
 ※「要保護児童対策地域協議会」とは、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見・適切な支援を図るため、関係機関等が必要な情報を共有し、連携・協力して子どもやその保護者へ支援するネットワークです。
 ※ 代表者委員=24団体、実務者委員=19団体で構成している。

令和4年4月時点

令和3年度 沖縄市こどもの居場所運営支援事業
団体一覧

☆沖縄市こども相談・健康課☆

こどもの居場所づくり支援担当

TEL：098-939-1212（内2282）



● 開所日、時間については事業所によって変更する場合がありますのでご了承ください。
 ※ 居場所の利用および見学、各種お問い合わせは、こどもの居場所づくり支援員までご連絡ください。

団体名	月	火	水	木	金	土	日	食事	生活	学習	就学	キャリア	送迎
1 ももやま子ども食堂 (上地3-20-12)	13時～20時	13時～20時	13時～20時	13時～20時	13時～20時			○	○	○	○	○	相談
2 夢空間たんぽぽ (泡瀬2丁目50番25号)	13時～18時	13時～18時	13時～18時	13時～18時	13時～18時			○	○	○	×	○	相談
3 住吉国際ジュニア倶楽部 (住吉1-11-23)	16時～20時	16時～20時	16時～20時		16時～20時	16時～20時		○	○	○	×	×	相談
4 ここキッズ (高原5丁目18番1号)	15時～19時				15時～19時			○	○	○	×	×	×
5 美ら団子 (知花1丁目25番3号1階)		13時～19時	13時～19時	13時～19時	13時～19時	13時～19時		○	○	○	○	○	×
6 こどな部 (美里中原町7-25)		14時～19時		14時～19時				○	○	○	○	×	相談
7 おこすこや教室 (照屋1丁目14番13号)	14時～21時	14時～21時	14時～21時	14時～21時	14時～21時			○	○	○	○	○	相談
8 学習支援ひろば くじら寺子屋 (海邦2-9-10)	13時～19時	13時～19時	13時～19時	13時～19時	13時～19時			○	○	○	○	×	×
9 エンカレッジ美里学習支援教室 (松本4丁目16番42号)	14時～21時	14時～21時	14時～21時	14時～21時	14時～21時			○	○	○	○	○	相談
10 ゆめさきスクール (中央1-22-3 島中央店舗 2F)	14時～19時	14時～19時	14時～19時	14時～19時	14時～19時			○	○	○	○	○	相談

児童福祉法により規定された相談機関で、
18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる相談

電話

来所

訪問

虐待相談に関する通告受理機関

<相談内容>

1. 子ども虐待についての相談
子どもをたたいてしまうときや子育てが苦痛であるとき、周りに虐待されているおそれのある子どもがいるときなど
2. 家庭で養育が困難な子どもについての相談
保護者の病気などいろいろな事情により、家庭で子どもを養育することが困難になった場合
- ③ 子どもの発達や障がいについての相談
身体障がい及び知的障がい、身体的発達や言葉の遅れなどに関すること
- ④ 子どもの性格行動やしつけについての相談
落ち着きがない、友達とうまく遊べない、乱暴な言葉がある、外に出たがらないなど
- ⑤ 非行についての相談
家出や深夜徘徊、喫煙、盗みなどの非行行為に関すること
- ⑥ 里親についての相談
子どもを預かりたい、養育したいときなど
- ⑦ その他、子ども・子育てに関する相談

<受付時間> 月～金 8:30～17:15

※受付時間外の虐待相談についてはおきなわ子ども虐待ホットラインへ
ご連絡ください。

<来所相談時間> 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00

⇒ okiku p.65

● おきなわ子ども虐待ホットライン：886-2900

電話

<受付時間> 月～金 17:30～翌朝8:30

※土日祝日 24時間受付

□ こども支援プログラムに関すること

電話

来所

訪問

1. 就学支援プログラムについて

- * 高校進学を最終目標とし、その過程として養育環境の改善や進学への意識改善等、必要に応じた支援を行うことを主な目的とする。支援にあたっては、保護課こども支援員によって下記の取り組みを行っている。

<取組内容>

- ① 対象世帯の家庭訪問（生活・通学状況の聞き取り等）
- ② 学校での情報収集（学校生活の様子、校納金未納状況の確認）
第1回 7月～9月 対象：小学1年生から中学3年生
第2回 2月～3月 対象：中学3年生のみ
- ③ 会議への参加（ケース会議、生徒指導主任連絡会、不登校等対策会議、教育相談情報交換会、不登校問題等対策ヒヤリング、要保護児童対策地域協議会等）

- <対 象> * 被保護世帯の中学3年生全員
* 就学状況に何らかの課題（例 不登校、ネグレクト、非行、発達障がい等）を抱えている小学1年生から中学1、2年生
※ 世帯からの同意を得た上での支援開始となる。

<問い合わせ> 保護課直通：☎939-7592

2. 学習支援事業について

- * 高校進学に向けた学習支援を行い、基礎学力及び学習意欲の向上、こどもの健全育成を目的とする。

<対 象> 被保護世帯の中学生及び準要保護者のひとり親世帯に属する中学3年生

<問い合わせ> 保護課直通：☎939-7592

⇒ okiku p.47

電話

来所

訪問

□ 児童館（児童センター）、体験学習施設□ 放課後児童クラブ（学童クラブ）

⇒ okiiku p.28

□ こども医療費助成 ※ 対象年齢あり

医療保険適用で支払った医療費の自己負担金等の助成

⇒ okiiku p.50

□ 児童手当

0歳～中学校卒業までの児童を養育している方へ手当を支給

⇒ okiiku p.13

□ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある

20歳未満の児童を養育している保護者等に手当を支給

⇒ okiiku p.13

⇒ okiiku p.42

□ ひとり親家庭への支援について

- ① 児童扶養手当
- ② ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料負担軽減
- ③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
- ④ 母子及び父子家庭等医療費助成事業
- ⑤ 高等職業訓練促進給付金
- ⑥ 母子父子自立支援プログラム策定事業
- ⑦ 自立支援教育訓練給付金
- ⑧ 母子生活支援施設 レインボーハイツ
- ⑨ 子育て短期支援事業
- ⑩ 日常生活支援事業
- ⑪ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

⇒ okiiku p.59~64

□ 助産制度

<対応時間> 月～金 9:00～17:15

⇒ okiiku p.10

電話

来所

訪問

□ 障がい福祉サービス・障害児通所支援の相談・申請

* 障がい福祉サービス・障害児通所支援申請における
受付、調査、支給決定

□ 特別障害者手当・障害児福祉手当の申請、支給

⇒ okiku p.42

□ 自立支援医療・医療費の助成

- ① 育成医療
- ② 精神通院
- ③ 重度心身障がい者（児）医療費助成

⇒ okiku p.15

□ 障がい者手帳の申請、交付

- ① 身体障害者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神保健福祉手帳

⇒ okiku p.42.43

□ 福祉用具等の給付、助成など

- ① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成
- ② 日常生活用具の給付
- ③ 補装具の交付・修理
- ④ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

⇒ okiku p.44

□ 心身障害者扶養救済制度の申請

⇒ okiku p.44

□ 障がい者（児）福祉相談

* 委託相談員が障がい福祉課窓口に出向し、障がい福祉に関する相談に応じる

<直通番号> 098-923-0927

<受付時間> 月～金 9:00～12:00 13:00～17:15

⇒ okiku p.32

こどもが使える障がい福祉サービスの種類と内容

サービス名	対 象	内 容	支援場所
<small>じどうはったつしえん</small> 児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う	事業所
<small>いりょうがた</small> 医療型 <small>じどうはったつしえん</small> 児童発達支援		日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	
<small>ほうかごどう</small> 放課後等 <small>ていさーびす</small> デイサービス	児童生徒 【小・中・高・特別支援学校】	授業の終了後又は休業日に、事業所に通い、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	
<small>ほいくしょどう</small> 保育所等 <small>ほうもんしえん</small> 訪問支援	幼児児童生徒 【保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高校、特別支援学校、その他地方自治体が認めたもの（放課後児童クラブ等）】	保護者からの依頼に基づき、療育の専門家が保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	保育所や 学校等集団生活の場
<small>きょたくほうもんがた</small> 居宅訪問型 <small>じどうはったつしえん</small> 児童発達支援	外出することが著しく 困難な幼児児童生徒	重度の障がい等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	自宅

利用方法 ※手続きに最大2～3か月かかりますが、見学体験は可能な事業所有

1. 障がい福祉課に申請し、認定調査を受ける…必要書類やサービス該当を事前に確認する
2. サービス等利用計画を作成…相談支援事業所に依頼（障がい福祉課でリストを受け取る）
3. 障害福祉サービス受給者証を取得…サービス担当者会議
4. 利用する事業所と契約して利用開始

利用料金 ※所得ごとの負担上限月額…原則一割負担

生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯：0円

市町村民税課税世帯（前年度の年間収入がおおむね890万円以下の世帯）：4,600円

上記以外（前年度の年間収入がおおむね890万円を超える世帯）：37,200円

相談先

サービスを利用したほうが良いのか、どのような事業所があるのか、色々と相談できる先があります。検討の段階でも相談することが出来ますので、ご相談ください。支援者の方や関係機関の方からの相談も可能です。

11

沖縄市障がい者 基幹相談支援センター

〒904-2143 沖縄市知花 6-36-17
沖縄市保健相談センター 2階
TEL : 098-894-6120 FAX : 098-894-6121
mail : kikan2014@abelia.ocn.ne.jp

電話

来所

訪問

地域の中核的な相談支援機関として研修会や支援会議の開催、委託相談支援事業所や関係機関と連携して、障がいのある方やご家族がスムーズに相談できる体制づくり、自立支援協議会の運営を通して障がいの有無に関係なく誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

人づくり

支援者等のスキルアップを目的とした各種研修会等の開催

仲間づくり

関係機関のネットワーク構築を目的とした各種連絡会等の開催

地域づくり

地域課題解決を目的とした自立支援協議会・各種会議の運営

<問い合わせ> ☎ 894-6120

<受付日時> 月～金 8:30～17:15

委託相談支援事業所（委託相談員）

☐ 障がい者（児）福祉相談に関すること

電話

来所

訪問

① 沖縄市障がい福祉課から委託を受けた5つの事業所では、障がいのある方の日常生活での困りごとについての相談や世帯支援として、ご家族、地域からの相談を受け、必要な資源へとつなぎます。

※ 各事業所での来所相談は、電話にて要予約。

② 委託相談員は市役所 1 階障がい福祉課窓口に出向し、相談に応じています。

《障がい福祉課窓口出向》

月～金 9:00～17:15 ☎923-0927（委託相談員直通）

＜対 象＞ 障がいをお持ちの方、ご家族や関係者、地域の方
（手帳の所持や受診歴の有無は問いません）

⇒ okiku p.32

＜委託相談支援事業所一覧＞

事業所名	住所	連絡先
相談支援事業所 あらかき	〒904-0012 沖縄市安慶田 4-10-3	☎931-9244
相談支援事業所 おきなわ	〒904-2171 沖縄市高原 7-35-1 沖縄市福祉文化プラザ 1 階	☎930-1703
相談支援事業所 ふうよう	〒904-2143 沖縄市知花 6-36-2	☎938-5543-
相談支援事業所 ナイス	〒904-2163 沖縄市大里 1-11-37 3階	☎090-1947-8608

沖縄市自発的活動支援事業（ピアサポート）

□ 沖縄市自発的活動支援事業（ピアサポート）

電話

来所

訪問

ピアサポーターや、家族会の方が、障がいをお持ちの方やそのご家族の悩みや困ったことを受けとめ、同じ障がいを持つ人のさまざまな悩みを共感できる場を設けることで、地域における障がい者等の生活をサポートします。

<沖縄市自発的活動支援事業（ピアサポート）事業所一覧>

団体名	住所	連絡先	相談時間
特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会 （ピアサポートセンターつなぎ） ～当事者団体～	〒904-0003 沖縄市住吉 1-14-29 沖縄市社会福祉センター1階	☎938-3485	月～金曜日 午前9時30分～ 午後4時30分
沖縄市手をつなぐ育成会 （ピアサポートセンターなかま） ～家族会～	〒904-0003 沖縄市住吉 1-14-29 沖縄市社会福祉センター1階	☎939-6031	火・木・金曜日 午前10時～ 午後4時
沖縄市精神療養者家族会 おあしすコール ～家族会～	〒904-2171 沖縄市高原 7-35-1 沖縄市福祉文化プラザ1階	☎933-2011	月・火・木・金曜日 午後1時～ 午後5時

14 指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所 (計画相談員)

□ 障がい福祉サービスの利用計画に関すること

電話

来所

訪問

*障がい福祉サービスを利用する際に「サービス等利用計画」の作成をお手伝いします。その人がその人らしくその地域で安心して暮らしていけるようにサポートするプランを一緒に考えていきます。

*障がい福祉サービスを利用したい時には、障がい福祉課に申請後、各々で指定特定相談・障害支援事業所と契約し、サービス等利用計画を作成、調査や認定審査会等をおこなうため、決定まで約2～3か月を要します。

*指定特定相談・指定障害児相談支援事業所の事業所一覧は、障がい福祉課の窓口にて情報提供しています。

□ 少年の非行防止対策

電話

来所

訪問

- ① 犯罪少年の早期検挙
犯罪少年を早期に検挙し、少年の生活環境の改善と立ち直りを図る
- ② 街頭補導活動
繁華街や公園等、たまり場となりやすい場所での声かけ指導
- ③ 非行防止教育
小中高等学校において、少年の非行防止教室や薬物乱用教室を開催し、規範意識の向上を図る
- ④ 少年の立ち直り支援・居場所づくり
少年が非行等を繰り返さないために、本人に対する助言、指導等を継続的に実施しているほか、学習支援や居場所づくりを通じて少年の立ち直りを実施
- ⑤ 少年相談
専門的な知識を有する少年補導職員を配置し、少年の悩みや困り事などの相談に対応

□ 児童虐待防止対策

児童虐待が疑われる状況を把握した場合は、急いで現場へ赴き、児童の安全を直接確認して犯罪捜査や法律に基づく措置を行うとともに、児童相談所に通告するなど、児童の安全確認と安全確保を最優先に対応している。

※ 児童虐待と思ったら児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」や

最寄りの児童相談所、市町村、警察署へ通報をお願いします。

●少年サポートセンター ☎862-0110

●ヤングテレホンコーナー ☎0120-276-556

電話

16

社会福祉法人

沖縄市社会福祉協議会

〒904-0003 沖縄市住吉 1-14-29

沖縄市社会福祉センター1 階

TEL : 098-937-3385 FAX : 098-937-3422

mail : shakyo@okicityshakyo.com

□ 子育て・親育ちサポート事業

- ① 子育て世帯同士の学び合いサロンの開催
- ② 子育て世帯のレスパイトケア
- ③ 子育て講座の開催
- ④ 子育てサークル等の当事者団体との連携と支援
- ⑤ 子育て相談の実施

□ 福祉教育推進事業

- ① 福祉教育に必要な講師の派遣、職員の派遣、福祉体験学習機材の貸し出し、資料の提供
- ② 学校や地域の福祉ニーズに合わせた活動プログラムの作成と実施、相談、調整を行う
- ③ 当事者や支援者等とともに福祉教育プログラムの充実化を図る

□ ボランティア人材養成研修事業

- ① 高校生の福祉体験学習「サマートライアルツアー」の開催
- ② 沖縄市内の学校で発達障がいなどの児童・生徒の学校生活を支援するボランティアを養成する「発達障がい児サポーター養成講座」の開催
※毎年6月頃、配置調整を行う
- ③ 福祉やボランティア活動に関する講座の開催
- ④ 市民の福祉的ニーズに応じた講座の開催、人材の養成

□ 生活福祉資金貸付事業

- ① 生活福祉資金の貸付と必要な相談、貸付利用している方への償還事務を行う
※貸付資金の種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援資金

<対 象> 学校、児童生徒、保護者

<受付日時> 月～金 8：30～17：15 ※祝祭日は除く

⇒ okiiku p.64

民生委員・児童委員

TEL:098-987-8110 FAX:098-987-8112

*民生委員は、すべて児童委員を兼ねている。
正式には「民生委員・児童委員」となる。

電話

来所

訪問

*民生委員・児童委員には、「主任児童委員」と「区域担当」があり、この内「主任児童委員」は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、中学校区ごとに2名ずつ配置されている。

□ 主任児童委員に関すること

*民生委員・児童委員の児童福祉に関する援助活動を支援し、地域における児童福祉の牽引役、推進役となる。

<業務内容>

- ① 児童福祉関係機関、施設、学校等との連絡
- ② 「区域担当」民生委員児童委員への援助、協力
- ③ 要支援児童や要保護児童等やその家族への援助

*新規相談の場合は、主任児童委員へ連絡する。
援助活動を行う上では区域担当の協力を得ることもある。

□ 区域担当に関すること

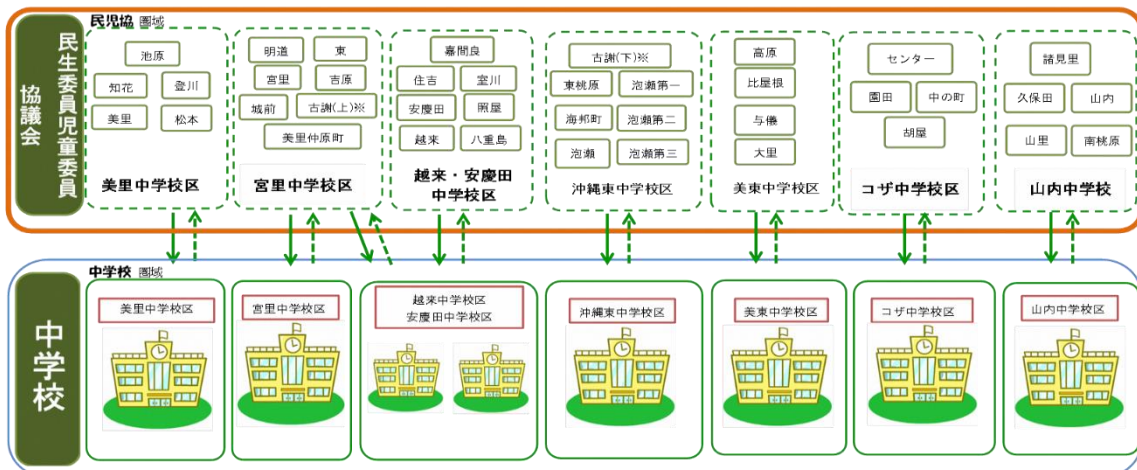
*担当する区域内において、個別援助、児童健全育成、子育て支援等を「主任児童委員」と一体となって活動する。

<対象> 市内在住の方

⇒ okiku p.63

<問い合わせ> 沖縄市民生委員児童委員協議会（沖縄市社会福祉協議会内）

☎987-8110



※古謝(上)⇒おおつけ古謝隣高山町 古謝(下)⇒おおつけ古謝1~8丁目

18

沖縄市 ファミリー・ サポート・センター

〒904-0004 沖縄市中央3-15-5 (1F)
TEL : 098-921-1234 FAX : 098-939-6477
mail : famisapo@hotmail.co.jp

電話

来所

*主にお仕事や急用などで、こどもの預かりをしてほしい方（おねがい会員）と、こどもを預かることができる方（まかせて会員）が会員登録し、子育てをサポートする組織

*ご利用は前もって会員登録が必要。

□ 一時預かり・送迎の支援

- ① 保育園等の開始前や終了後の預かりおよび送迎
- ② 保育施設等の休み時の預かりおよび送迎
- ③ 保護者等の病気や急用時の預かりおよび送迎
- ④ 入園（所）前の預かりおよび送迎
- ⑤ 保護者等外出時およびリフレッシュ時預かり
- ⑥ 病（後）児預かり
- ⑦ 宿泊を伴う預かり
- ⑧ その他センターの目的に適合する育児支援活動

<対 象> 沖縄市内在住あるいは市内事業所等勤務で0歳～15歳の子どもを育てている方

<開 所 時 間> 月～土 8:30～18:00

<休 日> 日・祝祭日

<利 用 料 金> 1時間あたり

月～土 7:00～19:00	600円
上記時間外、日曜日、祝日（年末年始）	700円
病児・病後児	700円
宿泊（21:00～7:00）（要予約）	500円

⇒ okilku p.26

19

沖縄市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター

〒904-0014 沖縄市仲宗根町35-3 1階
TEL : 098-923-3624
FAX : 098-923-3625
HP : <http://ps-okinawacity.com/>

電話

来所

訪問

※状況により
自宅訪問可能

□ 自立相談支援事業

- * どのような支援が必要か、あなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

□ 住居確保給付金の支援

- * 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動を条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給する。

□ 就労準備支援事業

- * 直ちに就労が困難な方に、プログラムにそって、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

□ 一時生活支援事業

- * 住居のない方に衣食住を提供する。

<対 象> 沖縄市居住の方で、生活や就職の問題を抱えている方はどなたでも
(生活保護を給している方は支援対象外)

- *失業等により経済的な問題で生活に困っている方
- *働くことに不安を抱えている方
- *住居を失う恐れのある方（または喪失された方）
- *家族のことで悩んでいる方

<開 所 時 間> 月～金 8:30～17:15

<受 付 時 間> 月～金 9:00～16:00 ※ 要予約制、相談無料

<休 日> 土・日・祝祭日・GW・慰霊の日・年末年始

⇒ okilku p.56



発行：沖縄市要保護児童対策地域協議会

製作：沖縄市障がい者基幹相談支援センター

平成30年11月 発行

令和3年7月 更新

沖縄市教育委員会指導課

令和4年4月時点